

優先的にリスク管理を行うべき食品中有害化学物質



農林水産省はリスク管理を行うべき有害化学物質のリストの選定と、これらの有害化学物質のうち今後5年間に優先的に監視・観測調査を実施すべきものを明示した「サーベイランス・モニタリング中期計画」を4月20日までにまとめました。これは「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」(平成17年8月25日付策定)に基づき作成されました。

同標準手順書は農水省消費・安全局の職員がリスク管理を行うにあたって、必要となる標準的な作業手順を明らかにすることを目的に作成された文書です。内容はリスク管理措置を行うべき危害要因の優先度リストや、調査・分析実施のための「サーベイランス・モニタリング計画」の作成などの措置が示されています。

今回まとめられた「有害化学物質リスト」は、「食品安全の確保」を主眼としつつ、毒性、食品中の含有濃度、食品からの摂取量、関係者の関心の高さ、国際的動向を考慮に入れた上で、(1)環境中に存在し、一次産品に含まれるヒ素、カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン類の4種の化学物質、(2)アフラトキシン、デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、オクラトキシンA、パツリンの5種のかび毒、(3)硝酸性窒素、麻痺性貝毒、下痢性貝毒、残留農薬の4種の一次産品に含まれるその他危害要因、(4)調理、加工などで生成する、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素(PAH)、クロロプロパノール類(3-MCDP、1,3-DCP)の3種の化学物質、を選定しています。

一方、「サーベイランス・モニタリング中期計画」には、モニタリング対象物質とその優先度分類の考え方、および留意事項が示されており、モニタリング対象物質としては「有害化学物質リスト」を中心として27物質が選ばれています。また各物質については調査の優先度、その物質を調査する食品群・飼料の種類、これまでの調査実施状況などの備考事項などがまとめられました。

当社でも食品中に含有されるヒ素、カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン類の4種類の化学物質、硝酸性窒素の分析を行っております。また「有害化学物質リスト」に掲載されているその他の化学物質についても是非一度ご相談頂ければ誠心誠意対応させていただきます。

資料 2006年4月20日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝